

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年10月25日
【会社名】	河西工業株式会社
【英訳名】	KASAI KOGYO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀 浩 治
【本店の所在の場所】	神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地
【電話番号】	0467(75)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 半 谷 勝 二
【最寄りの連絡場所】	神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地
【電話番号】	0467(75)1125
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 半 谷 勝 二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 255,214,418円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	155,429株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成29年10月25日開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	155,429株	255,214,418	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	155,429株	255,214,418	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位(株)	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,642	-	1	平成29年11月13日	-	平成29年11月13日

- (注) 1. 募集株式の総数引受契約に基づく第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の「株式総数引受契約」を締結しない場合は、当該株式に係る割当は行われないこととなります。
4. 申込みおよび払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
河西工業株式会社	神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 東京営業部	東京都文京区後楽二丁目5番1号

3 【株式の引き受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取金額(円)
255,214,418	-	255,214,418

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2) 【手取金の使途】

取締役(社外取締役、監査等委員である取締役を除く)ならびに執行役員、技師長および主務(以下あわせて「取締役および執行役員等」という。)を対象に、中長期的視野を持って、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とした「役員向け株式給付信託」を導入するため、本自己株式処分を行うものです。

本自己株式の処分により調達する資金255,214,418円については、払込期日以降順次、全額を運転資金に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)
本店の所在地	東京都中央区晴海一丁目8番11号 (晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーY)
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 桑名 康夫
資本金	51,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る信託業務・銀行業務
主たる出資者及びその出資比率	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社：66.66% 株式会社りそな銀行：33.33%

(注) 当社と株式会社りそな銀行で信託契約を締結いたしますが、株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が再信託受託者となり、金銭を信託する相手方となりますので、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)を割当予定先として記載しております。

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当該会社において当社普通株式3,390,100株(発行済株式総数の8.6%)を信託財産として保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の出資者である株式会社りそな銀行とは、銀行取引、信託銀行取引があります。

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成29年10月25日現在のものであります。なお、出資関係につきましては、平成29年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の内容

本制度の割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)は、当社と株式会社りそな銀行との間で、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者(再信託受託者を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)とする信託契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結することによって設定される信託(以下「本信託」といいます。)であります。

(1) 本制度の概要

本信託は、あらかじめ当社が定めた「株式給付規程」に基づき、一定の受益者要件を満たした当社の取締役および執行役員等に対し、当社株式を給付する仕組みです。

当社は、取締役および執行役員等に対し、役位および業績達成度、業績貢献度に応じて各事業年度にポイントを付与し、原則として取締役および執行役員等が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の当社株式を給付します。取締役および執行役員等に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入は、取締役および執行役員等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役および執行役員等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

当社は、「株式給付規程」に基づき取締役および執行役員等に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、株式会社りそな銀行(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(以下「信託銀行」といいます。))に金銭を信託します。信託銀行は、株式給付規程に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当により取得します。

また、第三者割当については、本信託と当社間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される株式総数引受契約に基づいて行われ、本信託を通じて信託銀行が当社株式を取得します。本信託内の当社株式に係る議決権は、信託の当社経営からの独立性を確保するため一律不行使とします。なお、信託管理人には、当社と利害関係を有しない第三者が就任します。

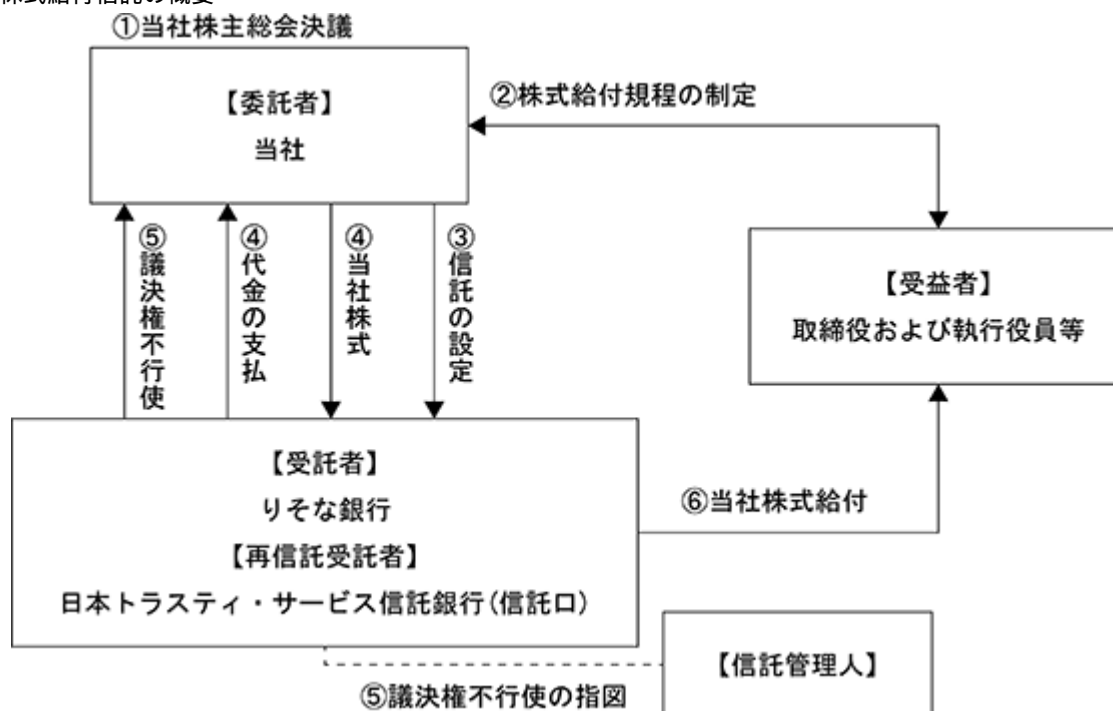
(2) 受益者の範囲

株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

(本制度の概要)

- (1) 名称 : 役員向け株式給付信託
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : 株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
- (4) 受益者 : 受益者候補のうち、本信託契約に従った受益者として確定されるための手続を履践した者
信託設定時において受益者は存在しません。
- (5) 信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者
- (6) 本信託契約の締結日 : 平成29年11月13日(予定)
- (7) 金銭を信託する日 : 平成29年11月13日(予定)
- (8) 信託の期間 : 平成29年11月13日(予定)から信託が終了するまで
- (9) 議決権行使 : 行使しない
- (10) 取得株式の種類 : 当社普通株式
- (11) 取得株式の総額 : 255,214,418円
- (12) 株式の取得時期 : 平成29年11月13日
- (13) 株式の取得方法 : 第三者割当による処分(第三者割当の方法による当社株式の取得)
- (14) 残余財産 : 当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。金銭については、その時点で存在する本制度の対象者に対し、各々の累計ポイントの数に応じて、按分して給付することを予定しています。

株式給付信託の概要



当社は、本制度の導入に関し平成29年6月23日開催の当社株主総会において、取締役および執行役員等の役員報酬枠(対象期間を3事業年度ごとの期間とし、対象期間ごとに役員報酬枠の上限額は3億21百万円)の承認決議を得ております。

当社は、本信託の導入に関して取締役会において株式給付規程を制定しております。

当社は、上記の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本信託の対象者を受益者候補とする信託を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加して信託することができるものとします。

本信託は、上記で信託された金銭を原資として当社株式を当社(自己株式の処分)から取得します。

本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。

信託期間中、上記の株式給付規程の定めにより、本信託の対象者の役位および業績達成度、業績貢献度に応じて対象者にポイントが付与されます。原則として取締役および執行役員等の退任時において株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。

c 割当予定先の選定理由

当社は、本制度の導入にあたり、円滑な導入や導入後の事務体制、過去の実績、本信託に係る事務コスト等を他社比較等も含めて総合的に勘案した結果、株式会社りそな銀行より提案のありました本信託を導入することといたしました。

また、当社は機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を行ってまいりましたが、本信託の導入にあたり、金庫株の有効活用のため自己株式の割り当てを行うこととなりました。

これらの経緯を踏まえ、本信託においては「業績連動型株式報酬制度の内容」に記載しましたとおり、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者として本信託契約を締結した上で、当社が、本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)を割当予定先として選定したものであります。

d 割り当てしようとする株式の数

155,429株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)は、本自己株式の処分により取得する当社株式を、本信託契約に基づき、信託期間内において株式給付規程に基づき当社株式を受益者に給付するために保有するものです。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社から株式会社りそな銀行(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ信託する当初信託金をもって、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、本信託契約書案により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(原信託受託先：株式会社りそな銀行)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人又は受益者代理人の指図に従います。

信託管理人には、当社と利害関係を有しない第三者が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。また、本信託内の当社株式に係る議決権は信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

なお、割当予定先が暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、および割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社のホームページ等の公開情報に基づき調査を行い、同社の倫理憲章の一つとして「反社会的勢力への冷静かつ信念を持った毅然とした対応」が掲げられ、その取り組みに問題がないことを確認しました。これにより、割当予定先が、特定団体等には該当せず、かつ、特定団体等と何ら関係を有していないと判断しております。なお、当社は、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠および合理性に関する考え方

本自己株式処分は、本制度の導入を目的として行います。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議日(以下、「本取締役会決議日」という。)の直前営業日である平成29年10月24日の東京証券取引所における当社株式の終値1,642円といたしました。本取締役会決議日の直前営業日の当社株式の終値を使用することにしたのは、本取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためであります。

当該価額は、本取締役会決議日の直前1カ月間(平成29年9月25日から平成29年10月24日)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である1,667円(円未満切捨て)からの乖離率は-1.50%(小数点第3位を四捨五入)、同直前3カ月間(平成29年7月25日から平成29年10月24日まで)の終値の平均値である1,596円(円未満切捨て)からの乖離率は2.88%(小数点第3位を四捨五入)、同直前6カ月間(平成29年4月25日から平成29年10月24日まで)の終値の平均値である1,509円(円未満切捨て)からの乖離率は8.81%(小数点第3位を四捨五入)となっており、これらを勘案した結果、特に有利な処分価額には該当せず、合理的なものと判断いたしました。

上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額に該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、株式給付規程に基づく対象期間の給付予定株式総数に相当するものであり、平成29年9月30日現在の発行済株式総数に対し0.39%(平成29年9月30日現在の総議決権総数384,706個に対する割合0.40%。いずれも小数点第3位を四捨五入。)となりますが、株式給付規程に基づく株式の給付は、取締役および執行役員等の退任等に伴うもので緩やかに行われるため、本自己株式処分による株式が大量に株式市場に流出することは考えられません。

加えて、本自己株式処分は、取締役および執行役員等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役および執行役員等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるものであり、当社の企業価値の向上に繋がることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に對す る所有議決権 数の割合(%)
長瀬産業株式会社	東京都中央区日本橋小舟町 5番1号	5,404	14.05	5,404	13.99
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8 番11号	3,390	8.81	3,545	9.18
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町 2丁目2番1号	1,825	4.74	1,825	4.72
株式会社タチエス	東京都昭島市松原町3丁目 3番7号	1,692	4.40	1,692	4.38
河西工業取引先持株会	神奈川県高座郡寒川町宮山 3316番地	1,278	3.32	1,278	3.31
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなと みらい3丁目1番1号	1,276	3.32	1,276	3.30
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11 番3号	1,031	2.68	1,031	2.67
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバン ク、エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿6丁目27 番30号)	950	2.47	950	2.46
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁 目5番5号	921	2.39	921	2.38
株式会社ヨロズ	神奈川県横浜市港北区樽町 3丁目7番60号	917	2.38	917	2.37
計	-	18,684	48.57	18,839	48.78

- (注) 1. 平成29年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 上記のほか、平成29年9月30日現在の株主名簿上の当社保有の自己株式は1,030,386株であり、本自己株式処分の結果、保有自己株式は874,957株となります。ただし、平成29年10月1日以降の単元未満株式の買い取りによる変動は含めておりません。
3. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
4. 所有議決権数の割合は小数点第3位を四捨五入して表記しております。
5. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成29年9月30日現在の総議決権数(384,706個)に本自己株式処分により増加する議決権数(1,554個)を加えた数で除した数値です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第 1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第 2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第 3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第86期(自平成28年 4 月 1 日 至平成29年 3 月31日)平成29年 6 月23日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第87期第 1 四半期(自平成29年 4 月 1 日 至平成29年 6 月30日)平成29年 8 月 8 日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書(第86期事業年度)提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年10月25日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき、臨時報告書を平成29年 6 月27日に関東財務局長に提出。

4 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書(第86期事業年度)提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年10月25日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 3 号の規定に基づき、臨時報告書を平成 29年 7 月 7 日に関東財務局長に提出。

第 2 【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書(第86期事業年度)及び第 1 四半期報告書(第87期事業年度)(以下あわせて「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年10月25日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

河西工業株式会社 本店
(神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。